

小型移動式クレーンの運転テキスト (8訂3版1刷⇒8訂3版2刷)

Table with 4 columns: テキストページ, 項番, 行・図表, and content. It shows the transition from the old edition (旧) to the new edition (新) for the crane operation manual.

第1章 小型移動式クレーンに関する知識

Table 1: 移動式クレーン 定期自主検査表 (月例). This is a detailed monthly inspection checklist for mobile cranes, organized by equipment type and inspection item.

51.1.7.6 表1-7

様式の変更 赤囲いの変更点

Table 2: 移動式クレーン 定期自主検査表 (月例). This table shows the updated version of the inspection checklist with red boxes highlighting the specific changes made in the new edition.

注1 真直記入用。真直記入は、検査項目に「真直」とある場合は、検査項目に「真直」とある項目に「真直」を記入する。また、真直記入は、検査項目に「真直」とある項目に「真直」を記入する。

旧(8訂3版1刷)

検査証番号		種類・型式	つり上げ荷重	移動式クレーン 定期自主検査表(年次)		定期自主検査年月日	事業者	安全責任者	取扱責任者	定期自主検査者
第 号						年 月 日				
区分	検査事項	区分	検査事項	区分	検査事項	区分	検査事項	区分	検査事項	区分
1	1	1	1	3	3	1	1	1	1	1
	2	2	2	4	4	2	2	2	2	2
	3	3	3	5	5	3	3	3	3	3
	4	4	4	6	6	4	4	4	4	4
	5	5	5	7	7	5	5	5	5	5
	6	6	6	8	8	6	6	6	6	6
	7	7	7	9	9	7	7	7	7	7
	8	8	8	10	10	8	8	8	8	8
	9	9	9	11	11	9	9	9	9	9
	10	10	10	12	12	10	10	10	10	10

52 1.7.6 表1-8

(注) 表の見出しは、事業者が責任を負い、右半表の見出しは、本表の注(1)と(2)により詳細な事項を記載する。

公益社団法人 ボイラークレーン安全協会

新(8訂3版2刷)

検査証番号		種類・型式	つり上げ荷重	移動式クレーン 定期自主検査表(年次)		定期自主検査年月日	事業者	安全責任者	取扱責任者	定期自主検査者
第 号						年 月 日				
区分	検査事項	区分	検査事項	区分	検査事項	区分	検査事項	区分	検査事項	区分
1	1	1	1	3	3	1	1	1	1	1
	2	2	2	4	4	2	2	2	2	2
	3	3	3	5	5	3	3	3	3	3
	4	4	4	6	6	4	4	4	4	4
	5	5	5	7	7	5	5	5	5	5
	6	6	6	8	8	6	6	6	6	6
	7	7	7	9	9	7	7	7	7	7
	8	8	8	10	10	8	8	8	8	8
	9	9	9	11	11	9	9	9	9	9
	10	10	10	12	12	10	10	10	10	10

様式の変更 赤囲いが変更点

(注) 表の見出しは、事業者が責任を負い、右半表の見出しは、本表の注(1)と(2)により詳細な事項を記載する。

公益社団法人 ボイラークレーン安全協会

テキスト ページ	項番	行・図表	旧(8訂3版1刷)	新(8訂3版2刷)
第7章 関係法令				
121	7.2		労働安全衛生法施行令(抄) 昭和47年8月19日政令第318号 改正 令和5年1月18日政令第8号	労働安全衛生法施行令(抄) 昭和47年8月19日政令第318号 改正 令和5年9月6日政令第276号
130	7.3		労働安全衛生規則 昭和47年9月30日労働省令第32号 改正 令和5年1月18日厚生労働省令第5号	労働安全衛生規則(抄) 昭和47年9月30日労働省令第32号 改正 令和5年12月18日厚生労働省令第157号
135	7.4		7.4 クレーン等安全規則	7.4 クレーン等安全規則(抄)
156	7.6		クレーン等運転関係技能講習規程(抄) 平成6年9月16日労働省告示第92号 改正 令和3年3月25日厚生労働省告示第101号	クレーン等運転関係技能講習規程(抄) 平成6年9月16日労働省告示第92号 改正 令和5年11月22日厚生労働省告示第312号
157	7.6		クレーン等運転関係技能講習規程(抄) 講習科目の受講の一部免除 受講の免除を受けることができる者 1 建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第34条に規定する建設機械施工管理技術検定のうち、1級の技術検定に合格した者で第2次検定においてショベル系建設機械操作施工法若しくは基礎工事用建設機械操作施工法を選択したもの又は2級の技術検定で建設機械施工管理について種別を定める等の件(令和3年国土交通省告示第102号)に定められた第2種若しくは第6種の種別に該当するものに合格した者	クレーン等運転関係技能講習規程(抄) 講習科目の受講の一部免除 受講の免除を受けることができる者 1 建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第34条に規定する建設機械施工管理技術検定のうち、1級の技術検定に合格した者で第2次検定においてショベル系建設機械操作施工法若しくは基礎工事用建設機械操作施工法を選択したもの又は2級の技術検定で施工技術検定規則(昭和35年建設省令第17号)第1条第1項第2号若しくは第6号に定められた検定種別に該当するものに合格した者